

境界問題解決支援センター長野規則

目 次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
 - 第2章 境界問題解決支援センター長野（第3条～第6条）
 - 第3章 センターの組織
 - 第1節 運営委員会（第7条～第12条）
 - 第2節 運営委員（第13条～第16条）
 - 第3節 センター長等（第17条～第19条）
 - 第4節 事務職員（第20条）
 - 第4章 センターの会計（第21条～第23条）
 - 第5章 相談手続等
 - 第1節 相談員候補者等（第24条～第26条）
 - 第2節 相談手続等（第27条～第31条）
 - 第6章 調査員候補者等（第32条～第34条）
 - 第7章 費用等（第35条～第36条）
 - 第8章 その他（第37条～第42条）
- 附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、長野県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）の会則（以下「会則」という。）第118条の規定に基づき、同第86条の2の規定を実施するために必要な事項を定める。

(用 語)

第2条 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、不動産登記法（平成16年法律第123号）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

第2章 境界問題解決支援センター長野

(設 置)

第3条 本会は、会則第86条の2の規定に基づき、境界紛争（土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争（筆界特定手続により筆界が特定された土地の所有権の及ぶ範囲に関する紛争を含む。）をいう。以下同じ。）についての相談手続（当該紛争を解決するために本会が実施するその当事者への助言その他の支援に係る手続をいう。以下同じ。）、調停手続（当該紛争を解決するために本会が実施する民間紛争解決手続をいう。以下同じ。）その他これらに関連する業務（以下「相談手続等」という。）を実施するため、境界問題解決支援センター長野（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの事業は、長野県弁護士会（以下「弁護士会」という。）の協力を得て実施する。

(業 務)

第4条 センターにおいて実施する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 境界紛争についての相談手続（以下「相談手続」という。）
- (2) 境界紛争についての調停手続（以下「調停手続」という。）
- (3) センターの業務に関与する者に対する研修の企画及びその実施
- (4) センターの業務に関する広報の企画及びその実施
- (5) 筆界特定の手続、裁判手続、民間紛争解決手続その他の紛争解決手続との効果的な連携を図るために必要な業務
- (6) 弁護士会その他本会の関係団体との連携及び協力を図るために必要な業務
- (7) その他前各号に掲げる業務を実施するために必要な業務

(代 表)

第5条 本会の会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

(事務所)

第6条 センターの業務を実施する事務所は、長野県土地家屋調査士会館内に置く。

第3章 センターの組織

第1節 運営委員会

(運営委員会)

第7条 センターの業務について、迅速かつ適正な運営を確保するため、センターに境界問題解決支援センター長野運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 相談手続等に関し付議された事項の審議及びその決定
- (2) 相談員（相談手続において相談に応じる担当者をいう。以下同じ。）及び調停員（調停手続において和解の仲介を行う手続実施者をいう。以下同じ。）の候補者の推薦
- (3) センターが実施する研修の企画及びその実施
- (4) センターの業務に関する広報の企画及びその実施
- (5) センターの業務に関する予算案の作成
- (6) センターの業務の運営に関し会長から付託された事項の審議及びその決定
- (7) センターの業務を運営するのに必要なマニュアル、指針その他の要領の制定
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務の運営に関し必要な事項の処理

3 運営委員会は、運営委員（次節に規定する運営委員をいう。以下この節において同じ。）をもって組織する。

(委員長)

第8条 運営委員会には、委員長を置き、土地家屋調査士である運営委員（以下「調査士運営委員」

という。)のうちから1人を運営委員の互選により定める。

2 委員長は、運営委員会を統括し、その会務を処理する。

(副委員長)

第9条 運営委員会には、副委員長を置き、調査士運営委員及び弁護士である運営委員（以下「弁護士運営委員」という。）のうちからそれぞれ1人を運営委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。ただし、あらかじめ調査士運営委員が行うものとして委員長から指定された職務については、調査士運営委員である副委員長がその職務を代理し、又は行わなければならない。

(会議)

第10条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がある場合であって、そのうちに調査士運営委員及び弁護士運営委員のそれぞれ1人以上が含まれていなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会の決議について特別の利害関係を有する運営委員は、議決に加わることができず、第2項に規定する出席した運営委員の数にも算入しない。

5 本会の会長は、運営委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

6 運営委員会は、議事を審議するために必要と認めるときは、運営委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

7 運営委員会の議事については、議事録を作成し、委員長及び出席した運営委員のうち委員長が指定する2人の者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(小委員会)

第11条 センターの業務の運営を円滑に実施させるため、運営委員会に小委員会を置く。

2 小委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 運営委員会の会議において審議する議案を作成すること

(2) 相談手続等に関し、第17条第1項に規定するセンター長の諮問に応じ意見を述べること

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの業務の運営を円滑に実施するために必要なものとしてあらかじめ運営委員会が定める事項を処理すること

3 小委員会は、調査士運営委員をもって組織する。

(小委員会の会議)

第12条 小委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 小委員会は、調査士運営委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、調査士運営委員が映像又は音声の送受信により同時に通話する方法により会議に参加したときは、その調査士運営委員は会議に出席したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、調査士運営委員のすべてが会議に付議すべき議事について、当該調査士運営委員の間で書面又は電磁的記録を送受信する方法により当該議事を審議し議決することにあらかじめ同意したときは、会議を開くことなくその同意した方法で当該議事を審議し議決

することができる。

- 4 小委員会の議事は、出席した調査士運営委員（第2項後段の規定により会議に出席したものとみなされる調査士運営委員を含み、前項の規定により議事を議決するときはすべての調査士運営委員とする。次項において同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 小委員会の決議について特別の利害関係を有する調査士運営委員は、議決に加わることができず、第2項に規定する出席した調査士運営委員の数にも算入しない。
- 6 委員長は、小委員会の会議において審議又は決定した内容について、運営委員会に定期的に、又は随時報告しなければならない。
- 7 第10条第5項及び第6項の規定は、小委員会の会議について準用する。

第2節 運営委員

(運営委員)

第13条 運営委員は、次の各号に掲げる者とし、本会の会長が任命する。

- (1) 本会の会員であって、土地家屋調査士としての業務歴が10年以上の者で、本会の会長が推薦し本会の理事会の承認を得た者
 - (2) 弁護士会の会員であって、弁護士会の会長が推薦した者
- 2 運営委員の数は、調査士運営委員4人以上10人以下とし、弁護士運営委員1人以上4人以下とする。ただし、調査士運営委員は、長野県内を次に掲げる4つの地区（以下「地区」という。）に分け、各地区内に事務所（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に規定する事務所をいう。以下「調査士事務所」という。）を置く者のうちから、各地区1人以上とする。
- (1) 北信地区は、長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、上高井郡、飯山市、中野市、下高井郡及び下水内郡とする
 - (2) 東信地区は、佐久市、小諸市、北佐久郡、南佐久郡、上田市、埴科郡、東御市及び小県郡とする
 - (3) 中信地区は、松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、大町市及び北安曇郡とする
 - (4) 南信地区は、岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、飯田市及び下伊那郡とする

(欠格事由)

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、運営委員となる資格を有しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）又は弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 土地家屋調査士法第42条第3号に規定する業務の禁止の処分を受け、又は弁護士法第57条第1項第4号に規定する除名の処分を受けた者

(退任)

第15条 運営委員は、次の各号のいずれかに該当するときに、退任する。

- (1) 本会又は弁護士会の会員でなくなったとき
- (2) 調査士運営委員から辞任の申出を受け、本会の会長がこれを受理したとき
- (3) 弁護士会の会長から弁護士運営委員について退任の申出があったとき
- (4) 前条各号に規定する事由のいずれかに該当したとき
- (5) 本会の理事会において運営委員を解任する決定がされたとき
- (6) 次条に規定する任期が満了したとき

(任 期)

第16条 運営委員の任期は、調査士運営委員にあつては運営委員に就任した時から2回目に開催される本会の定時総会の終了の時までとし、弁護士運営委員にあつては運営委員に就任した時から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 増員により任命された運営委員の任期は、調査士運営委員にあつては他の調査士運営委員の任期と、弁護士運営委員にあつては他の弁護士運営委員の任期とそれぞれ同一とする。

4 運営委員は、前条第2号及び第3号の規定により退任し、又は前3項の規定によりその任期が満了した場合であっても、後任者が任命されるまでは、なお運営委員としての権利義務を有する。

第3節 センター長等

(センター長)

第17条 センターには、センター長を置き、委員長の職にある者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務の運営に関する事務を統括し、その業務を執行する。

(副センター長)

第18条 センターには、副センター長を置き、副委員長の職にある者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。

(職務の指定)

第19条 センター長は、運営委員会の承認を得て、調査士運営委員のうちから1人又は2人以上の者を指名し、その所掌する職務のうちの一部を指定して、当該指名をした調査士運営委員に行わせることができる。

2 前項の規定により指名された調査士運営委員は、同項の規定により指定された職務についてその進捗状況及び結果を、随時、センター長に報告しなければならない。

第4節 事務職員

(事務職員)

第20条 センター長は、センターの業務の運営に関する事務を円滑に実施させるため、本会の会長の承認を得て、本会の事務局職員のうちから、当該事務を補助する者（次項において「事務職員」という。）を指名することができる。

2 事務職員は、センター長の指揮命令を受けて、センター長から指定された事務を処理する。

第4章 センターの会計

(特別会計)

第21条 センターの会計は、本会の特別会計とし、その運営に要する経費は、第35条に規定する境界紛争の当事者から徴収する費用、本会の一般会計からの繰入金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 センターの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算及び予算)

第23条 運営委員会は、会計年度ごとに、センターの業務に関する決算報告書及び予算案を作成し、その会計年度が終了した後、遅滞なく会長に提出しなければならない。

第5章 相談手続等

第1節 相談員候補者等

(相談員候補者)

第24条 本会の会長は、次の各号に掲げる者のうちから、相談員の候補者（以下「相談員候補者」という。）を任命する。

(1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了した本会の会員であって土地家屋調査士としての業務歴が7年以上の者のうちから運営委員会が推薦したもの

(2) 弁護士会の会員であって弁護士会の会長が推薦したもの

2 土地家屋調査士である相談員候補者（以下「調査士相談員候補者」という。）の数は、地区ごとに当該地区内に調査士事務所を置く者のうちから5人以内とし、弁護士である相談員候補者（以下「弁護士相談員候補者」という。）の数は、地区ごとに当該地区内に法律事務所（弁護士法（昭和24年法律第205号）第20条に規定する事務所をいう。以下次条第2項において同じ。）を置く者のうちから3人以内とする。

3 相談員候補者の任期は、前項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、相談員候補者が、その任期が満了する日において、相談員として関与している相談手続があるときは、その相談手続が終了する時までその任期を延長する。

5 センター長は、相談員候補者名簿（第1項の規定により任命された相談員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を地区ごとに調製し、これをセンターの事業を実施する事務所に備え置く。

6 センター長は、相談員候補者の退任その他の事由により相談員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を相談員候補者名簿に記載する。

(調停員候補者)

- 第25条 本会の会長は、次の各号に掲げる者のうちから、調停員の候補者（以下「調停員候補者」という。）を任命する。
- (1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了した本会の会員であって土地家屋調査士としての業務歴が10年以上の者のうちから運営委員会が推薦したもの
 - (2) 弁護士会の会員であって弁護士会の会長が推薦したもの
- 2 土地家屋調査士である調停員候補者（以下「調査士調停員候補者」という。）の数は、地区ごとに当該地区内に調査士事務所を置く者のうちから15人以内とし、弁護士である調停員候補者（以下「弁護士調停員候補者」という。）の数は、地区ごとに当該地区内に法律事務所を置く者のうちから7人以内とする。
- 3 調停員候補者の任期は、前項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、調停員候補者が、その任期が満了する日において、調停員として関与している調停手続があるときは、その調停手続が終了する時までその任期を延長する。
- 5 センター長は、調停員候補者名簿（第1項の規定により任命された調停員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を地区ごとに調製し、これをセンターの事業を実施する事務所に備え置く。
- 6 センター長は、調停員候補者の退任その他の事由により調停員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を調停員候補者名簿に記載する。
- 7 調停員候補者は、相談員候補者を兼ねることができる。

(運営委員の規定の準用)

- 第26条 第14条の規定は相談員候補者及び調停員候補者（以下この条において「相談員候補者等」という。）の欠格事由について、第15条の規定は相談員候補者等の退任について並びに第16条第2項の規定は相談員候補者等の任期について、それぞれ準用する。

第2節 相談手続等

(基本理念)

- 第27条 相談手続等は、境界紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、土地家屋調査士及び弁護士の専門的な知見を活用して、公正かつ適確に実施し、その紛争の実情に即しつつ迅速な解決を図るものでなければならない。

(対象)

- 第28条 相談手続等は、長野県に所在する土地に係るものを対象とする。ただし、対象となる土地が長野県に所在する土地と隣接していることその他の事情がある場合であって、運営委員会が相談手続等を実施することを相当と認めたときは、この限りでない。

(相談手続等の実施)

- 第29条 相談手続は、境界紛争の当事者（境界紛争の対象となる土地の所有権登記名義人等（不動産登記法第123条第5号に規定する所有権登記名義人等をいう。次項及び第3項において同じ。）

又はこれに準ずるものとしてセンター長が相当と認める者に限る。)からの申込みに基づき、その当事者に対して実施する。

- 2 調停手続は、境界紛争の一方の当事者からの申立てに基づき、他方の当事者がその実施を依頼したものについて、その双方の当事者のために実施する。
- 3 本会は、相談手続又は調停手続の実施に関し、境界紛争の一方又は双方の当事者から、境界紛争の対象となる土地についての資料調査(当該土地の登記事項証明書、地図その他の資料を収集することをいう。以下同じ。)又は測量・鑑定(当該土地若しくはそれに隣接する土地の形状、境界標の有無、建築物その他の工作物の有無を調査若しくは測量し、又は当該土地の所有権登記名義人等に立会いを求めることその他の行為により当事者が主張する境界(筆界特定がされたものであるときは、その特定された筆界を含む。)を明確にした測量図面を作成することをいう。以下同じ。)を求められたときは、調査員候補者(第32条第5項に規定する調査員候補者名簿に登録された者)にその資料調査の実施を委託し、又は鑑定等実施員候補者(第33条5項に規定する鑑定等実施員候補者名簿に登録された者)にその測量・鑑定の実施を委託することができる。

(非公開)

第30条 相談手続等は、次の各号に掲げる場合を除き、公開しない。

- (1) 次項の規定により公表するとき
 - (2) 境界紛争の当事者その他の者からの請求に応じて記録の閲覧又は謄写をさせるとき
 - (3) 法令の規定により公開する必要があるとき
 - (4) 相談手続等を適正に実施させるため、本会の役員及び職員並びに運営委員、相談員、調停員、調査員(第32条の規定に定める調査員をいう。次条において同じ。)及び鑑定等実施員(第33条の規定に定める鑑定等実施員をいう。次条において同じ。)に公開する必要があるとき
- 2 本会は、センターの業務の研究若しくは広報に活用し、又はセンターにおいて実施する研修用の教材として用いるため、境界紛争の双方の当事者の同意を得て、相談手続等の概要(当該当事者の氏名又は名称及び紛争の内容が特定されないようにすることその他当該当事者の秘密保持に配慮した措置を講じたものに限る。)を、印刷物の配布その他の方法により公表することができる。

(本会の役員等の責務)

- 第31条 本会の役員及び職員並びに運営委員、相談員、調停員、調査員及び鑑定等実施員は、相談手続等を実施するに際し、中立な立場を保持しつつ、公正にその職務を遂行しなければならない。
- 2 前項に規定する者は、相談手続等の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 本会の役員及び運営委員は、相談員、調停員、調査員及び鑑定等実施員に対し、法令、この規則その他相談手続等に関する定めを遵守させる場合のほかは、相談員が相談手続を実施し、調停員が調停手続を実施し、調査員が資料調査を実施し、鑑定等実施員が測量・鑑定を実施するに際して独立して行う職務に関し、直接又は間接に命令若しくは指示をし、又は不当な関与をしてはならない。
- 4 本会の会長は、前3項に規定する義務を遵守させるために必要な事項を記載した書面を交付する等して第1項に規定する者に対し説明することその他の措置を定期的に、又は必要に応じて講じる。

第6章 調査員候補者等

(調査員候補者)

第32条 本会の会長は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、資料調査を実施する者（以下「調査員」という。）の候補者（以下「調査員候補者」という。）を任命する。

- (1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了したもの
 - (2) 本会の会員であって運営委員会が推薦したもの
- 2 調査員候補者の数は、地区ごとに当該地区内に調査士事務所を置く者のうちから、20人以内とする。
- 3 調査員候補者の任期は、第1項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、調査員候補者が、その任期が満了する日において、調査員として資料調査に着手しているときは、その資料調査が終了する時までその任期を伸長する。
- 5 センター長は、調査員候補者名簿（第1項の規定により任命された調査員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を地区ごとに調製し、これをセンターの事業を実施する事務所に備え置く。
- 6 センター長は、調査員候補者の退任その他の事由により調査員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を調査員候補者名簿に記載する。
- 7 調査員候補者は、相談員候補者、調停員候補者及び次条第1項に規定する鑑定等実施員候補者を兼ねることができない。

(鑑定等実施員候補者)

第33条 本会の会長は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、測量・鑑定を実施する者（以下「鑑定等実施員」という。）の候補者（以下「鑑定等実施員候補者」という。）を任命する。

- (1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了したもの
 - (2) 本会の会員であって本会の境界鑑定委員会が推薦したもの
- 2 鑑定等実施員候補者の数は、地区ごとに当該地区内に調査士事務所を置く者のうちから、10人以内とする。
- 3 鑑定等実施員候補者の任期は、第1項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、鑑定等実施員候補者が、その任期が満了する日において、鑑定等実施員として測量・鑑定に着手しているときは、その測量・鑑定が終了する時までその任期を伸長する。
- 5 センター長は、鑑定等実施員候補者名簿（第1項の規定により任命された鑑定等実施員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を地区ごとに調製し、これをセンターの事業を実施する事務所に備え置く。
- 6 センター長は、鑑定等実施員候補者の退任その他の事由により鑑定等実施員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を鑑定等実施員候補者名簿に記載する。
- 7 鑑定等実施員候補者は、相談員候補者、調停員候補者及び調査員候補者を兼ねることができない。

(運営委員の規定の準用)

第34条 第14条の規定は調査員候補者及び鑑定等実施員候補者（以下この条において「調査員候補者等」という。）の欠格事由について、第15条の規定は調査員候補者等の退任について並びに第16条第2項の規定は調査員候補者等の任期について、それぞれ準用する。

第7章 費用等

(手数料等)

第35条 本会は、相談手続等の実施に関し、境界紛争の当事者から手数料、測量費用その他の費用を徴収することができる。

(運営委員等の報酬)

第36条 本会は、運営委員、相談員、調停員、調査員及び鑑定等実施員が相談手続等に関しその職務を遂行したときは、報酬を支払うことができる。

第8章 その他

(筆界特定の手続との連携)

第37条 本会は、相談手続等の実施に関し、その対象となる土地について、筆界特定の申請がされている場合であって不動産登記法第138条の規定により法務局又は地方法務局長から協力を求められたときは、この規則及び第41条第1項の規定に基づき制定された規程の趣旨に反しない限り、資料の提出その他必要な協力をする。

(苦情の取扱い)

第38条 本会の会長は、相談手続等に関する苦情について、当該苦情を受け付ける窓口を設置することその他当該苦情を適正に処理させるのに必要な措置を講じなければならない。

(誓約書の提出)

第39条 本会の役員及び職員（第20条第1項の規定により指名された者に限る。）並びに運営委員、相談員候補者、調停員候補者、調査員候補者及び鑑定等実施員候補者は、その就任後、速やかに、この規則その他相談手続等に関する定めを遵守しセンターの業務を適正に実施することを約した誓約書を作成して、本会の会長に提出しなければならない。

(規則等の公開)

第40条 本会は、この規則及び次条第1項の規定に基づき制定された規程であって本会の会長が相当と認めるものについて、センターの業務を実施する事務所に備え置く方法により公開するほか、本会の会長が指定する方法により公開することができる。

(委任等)

第41条 この規則を実施するために必要な規程は、運営委員会の決議を経て、本会の会長が定める。
2 本会の会長は、前項の規定により必要な規程を定めたときは、遅滞なく本会の理事会に報告しなければならない。

(改 廃)

第42条 この規則を改正し、又は廃止するときは、運営委員会の承認を得て、本会の理事会の決議

を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年11月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日（平成21年12月18日）から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行前に申込みを受付けた相談手続及び申立てを受理した調停手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年9月5日から施行する。